

議案第 29 号

三豊市出張所設置条例の一部改正について

三豊市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市出張所設置条例の一部を改正する条例

三豊市出張所設置条例(平成18年三豊市条例第10号)の一部を次のように改正する。
別表三豊市志々島出張所の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【議案第29号関係】

三豊市出張所設置条例(平成18年三豊市条例第10号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
三豊市荘内浦島出張所	三豊市詫間町大浜甲1891番地1	詫間町大浜地区、詫間町積地区、詫間町箱地区、詫間町生里地区	三豊市荘内浦島出張所	三豊市詫間町大浜甲1891番地1	詫間町大浜地区、詫間町積地区、詫間町箱地区、詫間町生里地区
三豊市栗島出張所	三豊市詫間町栗島861番地17	詫間町栗島地区	三豊市栗島出張所	三豊市詫間町栗島861番地17	詫間町栗島地区
			<u>三豊市志々島出張所</u>	<u>三豊市詫間町志々島394番地2</u>	<u>詫間町志々島地区</u>